

I. 常に禁止される物質と方法 (競技会検査及び競技外検査)

禁止物質

- S1. **蛋白同化薬***
- S2. ホルモンと関連物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. ホルモン拮抗薬と
調節薬
- S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

禁止方法

- M1. 酸素運搬能の強化
- M2. 化学的・物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

* 2. その他の蛋白同化薬の例として**選択的アンドロゲン受容体調節薬(SARMs)**が加わった。

I. 常に禁止される物質と方法 (競技会検査及び競技外検査)

禁止物質

- S1. 蛋白同化薬
- S2. ホルモンと関連物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. **ホルモン拮抗薬と
調節薬***
- S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

禁止方法

- M1. 酸素運搬能の強化
- M2. 化学的・物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

* 2007年の**S4.抗エストロゲン作用を有する薬物**から項目名変更「**ミオスタチン阻害薬**」が加わった。

II. 競技会検査で禁止対象となる 物質・方法

常に禁止される物質と方法のS1-S5およびM1-M3に加えて、

禁止物質

S6. 興奮薬

S7. 麻薬

S8. カンナビノイド

S9. 糖質コルチコイド

2007年と項目、内容に変化なし

III. 特定競技において禁止される物質

禁止表の当該欄に記載された競技だけで禁止されている。

P1. アルコール

P2. ベータ遮断薬

2007年と項目に変化なし

IV. 特定物質

- 医薬品として広く市販され、不注意でドーピング違反を起こしやすいもの
- 競技力向上を目的としたものでないことを競技者が証明できれば、制裁措置は軽減されることがある

2008年は、 α -還元酵素阻害薬が加わった

静脈内注入(禁止方法M2.2)

2007年：正当な医療行為を除き、
静脈内注入は禁止される。

2008年：静脈内注入は禁止され
る。**緊急の医療状況**においてこの
方法が必要であると判断され
る場合、**遡及的治療目的使用**
に係る除外措置が必要となる。